

# 東京都受動喫煙防止条例（仮称）の 基本的な考え方

平成29年9月8日

東京都福祉保健局

## はじめに

- 東京都では、平成16年に「東京都受動喫煙防止ガイドライン」を策定し、公共の場等における受動喫煙防止対策を促進してきました。  
その後、我が国は「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を発効し、公共の場所における受動喫煙防止対策の取組を一層進めることとなりました。
- 受動喫煙(他人のたばこの煙にさらされること)が、健康に悪影響を与えることは科学的に明らかにされており、肺がんや乳幼児突然死症候群、虚血性心疾患等のリスクを高めるとされています。  
また、昨年発表された「たばこ白書」では、受動喫煙による年間死亡者数は、約1万5千人、受動喫煙のある人は、ない人に比べ、肺がんリスクが約1.3倍になると言われています。
- さらに、国の調査では、非喫煙者のうち3割を超える方が、飲食店や職場などで受動喫煙にあったことがあると回答しており、受動喫煙を望まない方、特に従業員や自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な未成年の方を受動喫煙から守ることが、求められています。
- また、近年のオリンピック・パラリンピック開催都市では、屋内を全面禁煙とするなど、法律や条例で罰則を伴う受動喫煙防止対策を講じており、IOCが唱えるスモークフリーへの取組は世界の潮流となっています。
- こうしたことを踏まえ、東京都では、都民の健康増進の観点から、また、オリンピック・パラリンピックのホストシティとして、受動喫煙防止対策をより一層推進していくため、「東京都受動喫煙防止条例(仮称)」を定めることを検討しています。
- 以下、条例制定にあたっての、都の基本的な考え方をお示しします。

# 趣旨・目的

## 1. 目的

- 受動喫煙の健康影響を未然に防止し、都民の健康の確保を図ること

## 2. 条例において定めること

- 望まない受動喫煙の防止、未成年者の保護
  - 都民、保護者等の役割
- 多数の人が利用する施設等は原則屋内禁煙（一定の場所を除く）
  - 対象施設、喫煙禁止場所の範囲、施設管理者の役割

### ■ 受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5千人

	男性	女性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群(SIDS)	73	
合計	<b>15,030</b>	

出典)厚生労働科学研究費補助金「たばこ対策の健康影響および経済影響の括的評価に関する研究」平成27年度報告書(厚生労働省)

### ■ 過去1ヶ月間に非喫煙者が受動喫煙にあった場所

飲食店	遊技場	職場
41.4%	33.4%	30.9%

出典)平成27年 国民健康・栄養調査(厚生労働省)

### ■ 法的な規制への賛否

	規制がある方が良い	規制してほしくない	わからない	無回答
全体	66.1%	19.3%	13.4%	1.3%

出典)平成27年度 受動喫煙に関する都民の意識調査(東京都)

# 定義と関係者に求めること

用語の定義と、関係者に求めることは、次のように考えています。

## 3. 定義

- たばこ : たばこ事業法に定める製造たばこ又は製造たばこ代用品
- 受動喫煙 : 他人が発生させるたばこの煙又はたばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙にさらされること

たばこについては、一般的な紙巻たばこのほか、葉巻、加熱式たばこなど喫煙に用いられるものを対象とします。受動喫煙を防止することが目的であることから、煙を出さない「かみたばこ」及び「かぎたばこ」は対象外とします。

## 4. 関係者に求めること

- 行政（自治体） : 総合的な施策の策定・実施、普及啓発、関係者との連携
- 都民等 : 受動喫煙による健康影響に関する理解促進、他人に受動喫煙をさせない
- 保護者 : 未成年者の受動喫煙を未然に防止
- 事業者 : 受動喫煙による健康影響を防止するための環境整備

# 対象となる施設と喫煙禁止場所の範囲①

東京都では、多数の人が利用する施設等を「原則屋内禁煙」とすることを考えています。

## 5. 多数の人が利用する施設

- 多数の人が利用する施設とは、不特定多数の人が利用する施設であって、室内またはこれに準ずる環境にあるものをいう

## 6. 以下の場所は、喫煙禁止場所としない

- 個人の住宅、旅館・ホテルの客室、福祉施設の個室等
- たばこの小売販売業の許可を受けて、主に喫煙の用に供する場所（いわゆるシガーバー、たばこの販売店）
- たばこの研究開発の用に供する場所
- 演劇等の用に供する舞台の場所

### 7. 敷地内禁煙

- 医療施設、小学校、中学校、高等学校、児童福祉施設 等

敷地内禁煙とは、敷地内の建物内外を禁煙とすることです。

受動喫煙による健康影響を防ぐ必要性が高い、未成年者や患者等が主に利用する施設を、敷地内禁煙とすることを考えています。

### 8. 屋内禁煙

- 官公庁施設、老人福祉施設、大学、体育館 等

- ※ 車内禁煙

バス、タクシー、航空機

屋内禁煙とは、建物内を禁煙（乗物については車内を禁煙）とすることです。

多数の人が利用し、かつ、他の施設では代替が難しい施設を、屋内禁煙とすることを考えています。

### 9. 原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）

■ 飲食店、ホテル、旅館、娯楽施設、事業所、百貨店、駅、空港ビル、船着場、バスターミナル 等

※ 原則車内禁煙（喫煙専用室設置可）

鉄道、船舶

原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）とは、原則建物内は禁煙（乗物については原則車内禁煙）とし、一定要件を満たした喫煙専用室※を設置することができることです。

利用者側にある程度、他の施設を選択する機会があるものや、娯楽施設のように嗜好性が強い施設を、原則屋内禁煙とすることを考えています。

ただし、飲食店のうち、面積30㎡以下のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）で、従業員を使用しない店、又は全従業員が同意した店、かつ未成年者を立ち入らせない店については、利用者が選択できる掲示を義務付けた上で、喫煙禁止場所としない。

※ 一定要件を満たした喫煙専用室とは  
煙が外部に流出することを防ぐための措置を講じるなど、独立した喫煙室のことです。

# 対象となる施設と喫煙禁止場所の範囲【参考】

施設の類型		
医療施設		敷地内禁煙 未成年者や患者等が主に利用する施設
小学校、中学校、高等学校		
児童福祉施設		
官公庁		屋内禁煙（喫煙専用室設置も不可） 多数の人が利用し、かつ、他の施設では代替が難しい施設
老人福祉施設		
大学、体育館		
ホテル、旅館（客室を除く）		原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可） 利用者側に他の施設を選択する機会があるものや、嗜好性が強い施設
事業所（職場）		
娯楽施設、百貨店、駅、空港ビル		
飲食店	食堂、ラーメン店等	
	居酒屋等	
	バー、スナック等	
		面積30㎡以下で、従業員を使用しない店、又は全従業員が同意した店、かつ未成年者を立ち入らせない店 →利用者が選択可能な掲示を義務付けた上で、喫煙禁止場所としない
バス、タクシー、航空機		車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)
鉄道、船舶		原則車内禁煙 (喫煙専用室設置可)

# 施設の利用者等に求めること

施設等の利用者や、施設管理者に求めることは、次のようなことを考えています。

## 10. 施設等の利用者求めること

- 施設等の利用者に対して、施設の区分に応じた喫煙禁止場所で、喫煙を禁止

施設等の利用者には、東京都内に居住する人だけでなく、滞在又は都の区域を通過する人も含みます。

## 11. 施設等の管理者に求めること

- 施設等の入口付近に喫煙禁止場所の位置を掲示すること
- 喫煙専用室にその場所が喫煙専用室である旨を掲示すること
- 喫煙禁止場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置しないこと
- 喫煙禁止場所で喫煙している人を見つけた場合、喫煙の中止等を求めるよう努めること
- 未成年者を施設等の喫煙専用室に立ち入らせないよう努めること 等

# 実効性の担保と条例の施行時期

条例の実効性を担保するための方法と、条例の施行については、次のように考えています。

## 1 2. 実効性の担保

- 違反した喫煙者本人や施設管理者に対しては、罰則を適用

違反した喫煙者本人や施設管理者に対しては、勧告や命令等を行い、それでもなお違反する場合には、罰則が適用されます。東京都は5万円以下の過料を科すことを考えています。

※ 現在、国は都道府県及び保健所設置区市が勧告や命令等の業務を担うことを想定しています。

東京都としては、今後の国の法制化も見据え、保健所設置区市（特別区、八王子市、町田市）と連携し取り組むことが必要と考えています。

具体的な業務については、今後保健所設置区市と地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）に基づき調整を進めていきます。

## 1 3. 条例の施行時期

- 条例の趣旨、規制内容等について、十分な周知に努めたうえ、2019年ラグビーワールドカップに間に合うよう施行

2020年のオリンピック・パラリンピックの前年に開催されるラグビーワールドカップ（開催期間：2019年9～11月）に間に合うよう施行を考えています。